

花 王 株 式 会 社

1. 会社概要

- (1) 会 員 名：花王株式会社
- (2) 所属部会：関東化学第二部会第3分科会
- (3) 資 本 金：854億円
従業員数：6,664名（連結32,707名）
(2014年12月)

- (4) 営業品目

花王グループは、4事業部門からなり、ファブリック&ホームケア（ファブリックケア製品、ホームケア製品）、ビューティケア（化粧品、スキンケア製品、ヘアケア製品）、ヒューマンヘルスケア（フード&ビバレッジ製品、サニタリー製品、パーソナルヘルス製品）、ケミカル（油脂製品、機能材料製品、スペシャルティケミカルズ製品）の各製品を製造販売しています。

- (5) 企業理念

花王グループは、消費者・顧客の立場にたつて、心をこめた“よきモノづくり”を行い、世界の人々の喜びと満足のある豊かな生活文化を実現するとともに、社会のサステナビリティ（持続可能性）に貢献することを使命とします。この使命のもと、現在及び未来において、革新的な製品やサービスを開発することで環境の保全や社会的課題の解決に努め、積極的にコミュニティにかかわり、人々の健やかな暮らしに貢献します。

- (6) 社名・CIマーク

1887年に長瀬商店として創業した後、戦後、永年販売してきた高級化粧石鹸「花王石鹸」を社名とし、さらに事業範囲の拡大により1982年に社名から「石鹸」の文字を取った「花王株式

会社」となりました。グローバルな成長の達成を目的に、2009年に事業ブランドロゴを「k a o（ケイ・エイ・オー）と月のマーク」に統一しました。



2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

研究部門の一つ「知的財産センター」として、研究開発に密着した活動を行いつつ、事業部門、海外グループ会社とも連携しながら、特許を主体とする知的財産の運用（出願、権利化、契約、管理、情報解析、特許教育等）をすすめています。

(2) 構成及び人員

知的財産センターは約90人で構成されており、海外グループ会社に特許担当約10名が配置されています。国内の90人のうち、特許担当者は“現場主義”のもと、主要な研究拠点である、和歌山、栃木、東京に配置されて活動していますが、地域をこえた対話と協働を推進し、海外グループ会社とも密接な連携をとり、一体的な運営を図っています。さらに、研究所内において約40人の研究員が日常的に知財活動を支援しています。

(3) 沿革

1968年6月に特許商標部として研究所内に発足しましたが、商標部を本社に移し特許部と分離し、再度、商標部だけでなく法務部をも含む特許情報部の設立という変遷を経た後、1999年2月に現在の知的財産センターに改称され研究

部門の一つとして設置されています。研究と事業の海外展開の拡大に応じて、1990年前後から、グローバルに知財対応を強化するため、米国、ドイツでの駐在制度を導入し、近年はアジア事業の重要性を踏まえて中国駐在も開始しています。

3. わが社の知的財産活動

(1) 基本方針

知的財産を重要な経営資源として、資産価値の最大化を図り、事業展開及び技術開発に貢献することを基本方針としています。この方針の基に、技術の本質を見極め、特許の質を重視しつつ、社内外の知恵を結集し、各事業のステージにあわせた知財面からの貢献に努めています。

(2) 知的財産活動

1) 出願戦略

国内特許出願は近年、年間約1,000件であり、出願時に自社及び他社視点から、出願の位置づけと価値を事業面と特許性から数値化し、その後の権利化及び権利活用に使役しています。さらに、研究開発・商品開発の重要テーマについては、知財メンバーが開発の初期段階から特許戦略を議論する場を設け、多様な視点を取り入れて包括的な知財網構築を図っています。

外国出願は、事業面、特許性に加えて、各国法制度等から出願国を選定しており、事業のグローバル展開の加速に伴い出願国が多様化し、延べ出願数は年間約1,000件となっています。

国内外出願は、研究成果の資産であり、価値を高めるために、明細書の質を意識して取り組み、国内外法制度を考慮しつつ、実務経験を反映して明細書作成のノウハウを蓄積し、“よき明細書づくり”の実践に努めています。明細書の質を表す指標の一つとしての特許査定率は、国内及び中国で約85%、欧米で約75%（2013年実績）です。

2) 積極的かつ柔軟な権利活用

特許権等は、自社の事業優位性、製品の差別

化に役立てることを基本としていますが、適切な場合には実施許諾等を行い、また必要に応じて他者特許の実施権の取得等も行っています。

自社の特許権等が侵害されたと判断した場合は、“主張してこそ尊重される”との精神のもと毅然とした態度で臨むことを基本としています。一方、他者の特許権等も尊重する立場から、開発の初期段階から他社の特許権等を確認するしくみを国内外ともに強化しています。

3) 実践的な知財教育

研究員の新入社員からマネージャーまで、キャリアに応じた知財教育を重視しています。知財教育の内容は、事業や研究のニーズにあわせて、国内外法改正等への対応のほか、最新の実務経験を反映した教育資料の充実化、教育プログラムの運用改善を重ねて、知財意識の高揚と知財スキルの向上を図っています。例えば、若手研究員対象の特許戦略を立案するプログラムを設けており、指導側の知財メンバーと受講側の研究員の双方向の議論と取り組みを通じた戦略立案能力開発の場としています。

また、知財協の委員会活動及び各種講座をはじめとする社外の研修・セミナー等も活用し、最新知識を吸収するとともに、他社の知財関係者との交流を通じて、社外の視点を実感する機会としています。

4. 今後の取り組み

経営に貢献する知財戦略の重要度が増している中、今まで当社で培ってきた、質の高い明細書、適切な契約等の専門知識・能力をベースに、事業の中長期戦略を理解しながら広い視野と情報収集力を駆使し、事業・研究戦略の指標となる提案を生み出せる、“半歩先”をいく人材及び組織の構築を検討中です。従来の枠をこえた取り組みにより、既存事業の成長を支援し、事業創出にも貢献する戦略知財部門を目指します。

(原稿受領日 2015年8月12日)